グローバル人材共生社会実現のための提言(2021年5月19日)

技能実習と特定技能の整合性のとれた一貫性のある制度に改革する

【なぜ？】

①社会経験の浅い非熟練の段階からの外国人材確保の必要性があるため
　→安全・安定就労のために監理団体の保護支援は必須
②現実に、特定技能外国人の80%以上は技能実習経由
③特定技能より容易に来日できるルートを設け、他国への人材流出を防ぐ

【両制度の”一元化”の意味は？】

１）両制度の目的を「人材育成・人材確保・国際貢献」に共通化する
２）技能実習３年間を基礎的人材育成期間、特定技能５年間を実践的人材育成期間と位置づけ、一貫した人材育成システムとする
３）技能実習の職種・作業と特定技能の特定産業分野・業務区分を可能な限り統一する

Copyright © 2020 National Association for Global & Open Minded Communities (NAGOMi) All Rights Reserved

NAGOMi National Association for Global & Open Minded Communities

「技能実習と特定技能の整合性の取れた一貫性のある制度への改革」（１０のポイント）

①共通目的 人材育成・人材確保・国際貢献を共通目的とする（実態との乖離をなくす）。『技能実習』を『基礎的人材育成期間』とし、『特定技能』を『実践的人材育成期間』と位置付ける。	**⑥技能要件** 技能実習の前職要件を廃止する。技能実習関連事務手続きは簡素化する。特定技能については、当初在留資格取得時の現行「技能試験」は同職種の技能実習２号修了レベルであることを実技試験を含めて確認する方式とする。また、技能実習２号からの移行時の「試験免除」は、同職種の場合に限ることとする。加えて、習熟段階に応じた技能実技試験（任意）を新たに導入する。
②主管官庁 両制度の主務官庁を法務省及び厚労省とする（現在特定技能は法務省のみ）。	**⑦監理団体・登録支援機関** 両制度をカバーする許可制の「管理支援機関（仮称）」を導入し、監査だけでなく、保護機能も義務化する。
③対象職種 原則すべての業種。同時に「 技能実習制度 」の職種作業と「特定技能制度」 の特定産業分野を統一的なものにし、産業技術の発達に応じ、現状に即した業種の「大くくり化」を進める。	**⑧実地検査** 両制度とも技能実習機構が実施する（多くの職場において、技能実習生と特定技能労働者が混在しており、行政の効率化につながる）。
④転籍・転職 人権重視等の観点から、転籍基準を明確化した上で柔軟化する。「技能実習は基礎的人材育成期間」との考えの下、初めの３年間（職種により短期化）は、できる限り一企業での実習を基本とする。	**⑨大都会集中の防止** 大都会への不当引き抜きの防止策強化、処遇を含め、国・自治体による地方就労環境底上げ支援策（地方創生・中小企業振興）の実施。
⑤日本語能力要件 技能実習について、入国時に日本語能力Ｎ５要件を設ける（技能実習では、介護を除き日本語要件なし、特定技能はＮ４）。	**⑩インセンティブ付与** 同一職種、同一企業で技能実習・特定技能を一定期間（例：５年以上、8年以上、10年以上、などの節目を設ける）継続的に行い、同時に、日本語能力Ｎ２合格者及び上記⑥の技能実技試験等に合格した人材に対するインセンティブ付与（家族帯同、永住権の付与、就労資格取得要件緩和、など）。